

処分通知等のデジタル化に係る短期的手法例の検討フローチャート

※処分通知等の完全性を担保すること及び法人や個人等に送信することが前提である場合。

検討フロー	デジタル化の実現手法（例）		
	実現パターン	実現手法（例）	個別要件への対応（例）
	<p>パターンA 既存の情報システムの利用 ・手作業では対応できない規模の場合であって、申請から処分通知等までを一体的に行う電子申請・通知情報システム、特に、利用者の利便性の観点から行政機関等が共通して使用可能な情報システムが望ましいといえる。</p>	<p>実現手法の概要 ・情報システム上に処分通知等を閲覧又はダウンロードを可能とする。 ・ID/パスワード等により認証を行うことで、機密性を確保する。 ・SSL/TLSサーバ証明書等により、通信経路の暗号化、発行元の証明を行う。</p>	<p>到達時期、到達状況の特定する必要がある場合 ・処分通知等のダウンロードや閲覧がされたときのログ等で確認する。 電子署名が必要と判断される場合 ・完全性や法令等の観点から電子署名が必要と判断される場合には、デジタル化された処分通知等に電子署名を付与する。</p>
<p>(本フローの対象外)</p>	<p>パターンB オンラインストレージの利用 ・手作業での対応が可能な規模であり、要機密情報を取り扱う場合には、オンラインストレージを活用する方法が考えられる。</p>	<p>実現手法の概要 ・処分通知を電子ファイル化し、オンラインストレージ上から閲覧又はダウンロードを可能とする。 ・文書番号や問合せ先等を明記することで、発行元や内容の検証を可能とする。 ・ID/パスワード等により認証を行うことで、機密性を確保する。 ・SSL/TLSサーバ証明書等により、通信経路の暗号化を行う。</p>	<p>到達時期、到達状況の特定する必要がある場合 ・処分通知等のダウンロードや閲覧がされた日時を証跡として記録する。 電子署名が必要と判断される場合 ・完全性や法令等の観点から電子署名が必要と判断される場合には、処分通知等に電子署名を付与する。</p>
<p>(※) 申請等に基づかない処分通知等におけるデジタル化の条件について 申請等に基づかない処分通知等については、次のような事項を確保可能である場合のみ本フローで示す実現パターンが適用可能と想定する。 ① 通知対象者の連絡先の入手と本人確認が可能である。 ② デジタル手続法第7条第1項ただし書に基づくデジタル化の同意取得が可能である。 ③ 手作業での対応が可能な規模である。</p>	<p>パターンC 電子メールの利用 ・手作業での対応が可能な規模であり、取り扱う情報が要機密情報でない場合には、電子メールを活用する方法が考えられる。 ・要機密情報である場合も、利便性や事務処理負担の観点で許容可能と判断できる場合には、電子メールを活用する方法が考えられる。</p>	<p>実現手法の概要 ・申請時等に到達可能なメールアドレスを取得しておき、電子メールにより処分通知等を行う。 ・文書番号や問合せ先等を明記することで、発行元や内容の検証を可能とする。または、DKIM (DomainKeys Identified Mail) やS/MIME (Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions) 等によりメールの発信元を検証可能とする。</p>	<p>到達時期、到達状況の特定する必要がある場合 ・電子メールやその他通信手段で返信を求める。 電子署名が必要と判断される場合 ・完全性や法令等の観点から電子署名が必要と判断される場合には、電子ファイルに電子署名を付与する。 要機密情報（機密性2情報）を取り扱う場合 ・電子メールの盗聴リスクを踏まえ、必要に応じて暗号化等による情報漏えい対策を施す。</p>